

海運関係施策比較対照表その2

	韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン
調査年度	2012 年度、2017 年度	2012 年度、2017 年度	2012 年度	2012 年度	2012 年度、2017 年度
船来配乗要件 （自国籍に従）	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべて韓国人でなければならない。</li> <li>ただし、部員については外国人6人まで配乗可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべて中国人でなければならない。</li> <li>交通運輸部の承認を得れば外国人船員を配乗可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍要件なし。</li> <li>職員は、デンマークの免状を保有していなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船長を除き国籍要件なし。</li> <li>船長は EU/EEA 籍若しくはノルウェーの労働許可を有する者でなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船長を除き国籍要件なし。</li> <li>船長は EU/EEA 籍でなければならない。</li> </ul>

海運関係施策比較対照表その2

	韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン																																
第二船舶制度（国際船舶登録制度等）	<p>【国際船舶登録制度】</p> <p>1. 登録要件</p> <p>(1)登録主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国の国民</li> <li>・韓国法によって設立された商事法人</li> <li>・韓国に主たる事務所を置く法人で、その代表者が韓国の国民であるもの</li> <li>・外航運送事業者または海運法第33条の規定により船舶貸渡業を登録した者</li> </ul> <p>(2)対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)の登録主体が所有する船舶</li> <li>・(BBC/HP 船舶の場合は、韓国の外航運送事業者が賃借する船舶)</li> <li>・総トン数 500 トン以上の船舶</li> <li>・船齢が 20 年以下の船舶</li> </ul> <p>【済州島特別船舶登録制度】</p> <p>1. 登録要件</p> <p>(1)登録主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際船舶登録制度と同じ</li> </ul> <p>(2)対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際船舶登録された船舶であって済州島を船籍港とするもの（BBC/HP 船舶の場合は、国際船舶登録された船舶であって済州島を船籍登録予定地とするもの）</li> </ul> <p>2. 効果</p> <p>(1)課税の有無等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非 国 際</th> <th>国 際</th> <th>済 州</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農漁村税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>登録税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>取得税</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>財産税</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>地方教育税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域資源施設税</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>配乗要件</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ○課税、△半額免除、×免除 (注2) A：部員についてのみ外国人6人まで可、B：船長、機関長以外は外国人可</p> <p>(2)賃金：国際船舶においては外航運送事業者と船員労働組合連合団体が労働協約にて合意した賃金水準で外国人船員を雇用可</p> <p>(3)その他：国内輸送には原則従事不可</p>		非 国 際	国 際	済 州	農漁村税	○	○	×	登録税	○	○	○	取得税	○	△	△	財産税	○	△	×	地方教育税	○	○	○	地域資源施設税	○	×	×	配乗要件	A	B	B	<p>【上海自由貿易区における国際船舶登録制度】</p> <p>1. 対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国出資側が 50%という制限（中国の船舶登録制度の登録要件）を緩和</li> <li>・船舶登録にか係る船齢要件を 2 年緩和</li> </ul> <p>2. 効果：外国人配乗要件の緩和</p> <p>外国人船員の配乗に際して交通運輸部の審査・承認としていたものを上海海事局への登録のみへと手続を緩和</p> <p>【天津東疆地区における国際船舶登録制度】</p> <p>1. 対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,600 総トン以上の貨物船、不定期旅客船、掘削リグ及び水上移動装置</li> <li>・中国の法律に基づき、東疆保税港区に設立された法人の船舶</li> </ul> <p>2. 船齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速旅客船、RORO 旅客船、貨客船、旅客フェリー、貨客フェリー、クルーズ船及び旅客船：12 年以下</li> <li>・油タンカー、ケミカル船、液化ガス船：14 年以下</li> <li>・バルクキャリア船、鉄鉱石船：20 年以下</li> <li>・RORO 船、セメント船、冷凍船、一般貨物船、多目的船、コンテナ船、木材運搬船、タグボート、曳船及びはしけ：22 年以下</li> <li>・掘削リグ及びその他の水上移動装置：22 年以下</li> </ul> <p>3. 効果：配乗要件の緩和</p> <p>船長と機関長は中国人船員でなければいけないが、天津海事局の承認を得たうえで、最大 30%の割合で配乗を可能とする。</p>	<p>【デンマーク国際船舶登録制度(DIS)】</p> <p>1. 登録要件</p> <p>(1) 登録主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンマークの国民</li> <li>・国内居住デンマーク人が運営する組織</li> <li>・3 分の 2 以上をデンマーク人が所有し、経営者が国内居住のデンマーク人である事業体</li> <li>・一定の外国の会社</li> </ul> <p>(2) 対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数 20 トン以上の船舶</li> <li>・国際航海に従事する船舶</li> </ul> <p>2. 効果</p> <p>(1) 配乗要件：①船長は原則としてデンマーク若しくは EU/EEA 籍。但し、EU/EEA 籍以外の船長もデンマーク船社が雇用する場合に限り、当局の承認を得て配乗可。②承認外国人船員を配乗可。</p> <p>(2) 賃金：外国人船員をその出身国と同じ賃金水準で雇用可。</p> <p>(3) その他：国内輸送には従事不可。</p>	<p>【ノルウェー国際船舶登録制度(NIS)】</p> <p>1. 登録要件</p> <p>(1) 登録主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルウェーの個人及び企業</li> <li>・外国の個人（ノルウェー人の代表者を指名する必要あり）及び企業（ノルウェー国内で船舶管理を行っている必要あり）</li> </ul> <p>(2) 対象船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ 15m 以上、自己推進する貨物船等</li> <li>・国際航海に従事する船舶</li> </ul> <p>2. 効果</p> <p>(1) 配乗要件：船長は原則としてノルウェー人。但し、ノルウェー人以外の船長は法令講習を受ければ、当局の承認を得て配乗可。</p> <p>(2) 賃金：外国人船員をその出身国と同じ賃金水準で雇用可。</p> <p>(3) その他：国内輸送には従事不可。</p>	存在しない。
	非 国 際	国 際	済 州																																		
農漁村税	○	○	×																																		
登録税	○	○	○																																		
取得税	○	△	△																																		
財産税	○	△	×																																		
地方教育税	○	○	○																																		
地域資源施設税	○	×	×																																		
配乗要件	A	B	B																																		

海運関係施策比較対照表その2

	韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン																																
トン数標準税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり：2005年より適用。</li> <li>選択期間：5年間（変更不可）。</li> <li>対象所得：外航海上運送活動及びそれに付随する活動（為替差益等を含む）にもとづく所得。</li> <li>対象企業：用船船舶の年間運航純トン数の合計が基準船舶（所有船舶等）の年間運航純トン数の合計5倍以内の企業</li> <li>計算式：純トン数×下記みなし利益×船舶稼働日数で課税</li> </ul> <p>・みなし利益：（1日、100NT当たり）</p> <table border="1"> <tr> <td>～1,000NT</td> <td>1400ウォン (126円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>1,001～10,000NT</td> <td>1100ウォン (99円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>10,001～25,000NT</td> <td>700ウォン (63円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>25,001NT～</td> <td>400ウォン (36円)/100NT</td> </tr> </table> <p>※規定上は1NT当たりの額が定められているが、比較のために100NT当たりの額を記述した。</p>	～1,000NT	1400ウォン (126円)/100NT	1,001～10,000NT	1100ウォン (99円)/100NT	10,001～25,000NT	700ウォン (63円)/100NT	25,001NT～	400ウォン (36円)/100NT	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり：2001年より適用。</li> <li>選択期間：10年間（変更不可）。</li> <li>対象所得：運賃、用船料、船舶売却益など海運事業とそれに密接な関連を有する活動に係る収入。</li> <li>用船比率：定期用船の船腹量が所有船及び裸用船の船腹量の4倍を超えてはならない（4倍までの定期用船船舶について、<u>トン税の適用が可能</u>）。</li> <li>計算式：海運企業が所有・運航する船舶に対して、純トン数×下記みなし利益×所有・用船日数（船舶稼働日数ではない。）で課税。</li> <li>みなし利益（1日、100NT当たり）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>～1,000NT</td> <td>8.97 DKK (160.0円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>1,001～10,000NT</td> <td>6.44 DKK (114.8円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>10,001～25,000NT</td> <td>3.85 DKK (68.6円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>25,001NT～</td> <td>2.53 DKK (45.1円)/100NT</td> </tr> </table>	～1,000NT	8.97 DKK (160.0円)/100NT	1,001～10,000NT	6.44 DKK (114.8円)/100NT	10,001～25,000NT	3.85 DKK (68.6円)/100NT	25,001NT～	2.53 DKK (45.1円)/100NT	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり：1996年より適用（2007年改正）。</li> <li>選択期間：なし。ただし、選択後に通常法人税に変更した場合、当初選択時より10年間は再選択不可。</li> <li>対象所得：運賃、用船料、船舶売却益など海運事業とそれに密接な関連を有する活動に係る収入。</li> <li>用船比率：なし。</li> <li>計算式：海運企業が所有・運航する船舶に対して、純トン数×下記税額×船舶稼働日数で課税。課税額は毎年国会（予算）で定められる。</li> <li>税額（1日、100NT当たり）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>～1,000 NT</td> <td>無税</td> </tr> <tr> <td>1,001～10,000NT</td> <td>1.8 NOK (30.5円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>10,001～25,000NT</td> <td>1.2 NOK (20.3円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>25,001NT～</td> <td>0.6 NOK (10.2円)/100NT</td> </tr> </table> <p>※規定上は1000NT当たりの額が定められているが、比較のために100NT当たりの額を記述した。</p>	～1,000 NT	無税	1,001～10,000NT	1.8 NOK (30.5円)/100NT	10,001～25,000NT	1.2 NOK (20.3円)/100NT	25,001NT～	0.6 NOK (10.2円)/100NT	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり：2017年より適用</li> <li>選択期間：10年間。10年経過後は、再度トン数標準税制か通常法人税制かを選択可能。</li> <li>対象所得：対象船舶のよる人又はモノの陸上輸送及びそれに必要又は密接にかかわる業務。適用船によるチャーターアウト</li> <li>用船比率：トン税適用船舶のうち20%以上が所有又は裸用船したもの、または20%以上がEU/EEA籍であること。</li> <li>EU/EEA籍船の割合を増加または維持させること</li> <li>計算式：みなし利益（純トン数×1日当たりのみなし利益額×運航日数）×法人税率（22%）</li> <li>みなし利益（1日、100NT当たり）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>～1,000NT</td> <td>9.52SEK(116.72円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>1,001～10,000NT</td> <td>7.08SEK(86.80円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>10,001～25,000NT</td> <td>4.58SEK(55.78円)/100NT</td> </tr> <tr> <td>25,001NT～</td> <td>2.45SEK(30.04円)/100NT</td> </tr> </table> <p>※日本円は、2016年7月23日レート 1SEK=12.26円による換算額</p>	～1,000NT	9.52SEK(116.72円)/100NT	1,001～10,000NT	7.08SEK(86.80円)/100NT	10,001～25,000NT	4.58SEK(55.78円)/100NT	25,001NT～	2.45SEK(30.04円)/100NT
～1,000NT	1400ウォン (126円)/100NT																																				
1,001～10,000NT	1100ウォン (99円)/100NT																																				
10,001～25,000NT	700ウォン (63円)/100NT																																				
25,001NT～	400ウォン (36円)/100NT																																				
～1,000NT	8.97 DKK (160.0円)/100NT																																				
1,001～10,000NT	6.44 DKK (114.8円)/100NT																																				
10,001～25,000NT	3.85 DKK (68.6円)/100NT																																				
25,001NT～	2.53 DKK (45.1円)/100NT																																				
～1,000 NT	無税																																				
1,001～10,000NT	1.8 NOK (30.5円)/100NT																																				
10,001～25,000NT	1.2 NOK (20.3円)/100NT																																				
25,001NT～	0.6 NOK (10.2円)/100NT																																				
～1,000NT	9.52SEK(116.72円)/100NT																																				
1,001～10,000NT	7.08SEK(86.80円)/100NT																																				
10,001～25,000NT	4.58SEK(55.78円)/100NT																																				
25,001NT～	2.45SEK(30.04円)/100NT																																				
その他の海運税制	<p>【船舶投資会社による配当への特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶投資会社の配当については、出資額が3億ウォン以下のときには、分離課税方式で税率5%で課税。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外航海運を含む国際運輸サービスについては営業税(営業収入に対して3%)が免除。</li> <li>2013年8月に、営業税から増値税への全国的移行。国際海上運賃について税額控除が廃止。2013年12月に国際海上運賃への増値税課税制度を廃止。</li> </ul>	特になし	特になし	<p>[海上運送補助制度(2001年導入)]</p> <p>スウェーデン籍船所で働く船員にかかる船社の負担分が船社に還付される。2014年改正により、海上輸送マーケットにおいて国際競争にさらされている航路に従事する船舶も対象となった。</p>																																
カボタージュ	<p>規制あり</p> <p>【例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法律又は条約に別段の定めがある場合、</li> <li>②海難事故等を回避する場合、</li> <li>③国土海洋部長官の許可を得た場合。但し、BBC/HP船舶は韓国籍船と同様の扱い。</li> <li>特定航路（釜山・仁川、釜山・光陽）について国土海洋部長官の許可に基づき自社貨物の輸送可</li> </ul>	<p>規制あり。ただし、2013年9月に、交通運輸部と上海市政府により、中国資本の海運会社による外国籍船を用いた中国沿岸の港湾・上海港での輸出入コンテナ輸送業務の施行を許可するとの実施意見が発表された。</p>	規制なし	規制なし	<p>規制あり</p> <p>【例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①EU籍船、②2国間協定で相互に認める場合、③スウェーデン籍船が利用不可能な場合。</li> </ul>																																

海運関係施策比較対照表その2

		韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン
特別償却制度 買い換え特例		なし	なし	・新造船割増償却制度（通常12%を新造船の初年度のみ20%） ・圧縮記帳制度（船舶を売却した年度と同年度若しくは翌年度に船舶を取得した場合、当該取得価額を売却益から控除可）	なし	なし
その他		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
関連データ	登録船舶 (注1)	隻数：2,916 G/T：12,083,742	中国 隻数：4,148 G/T：37,924,243  香港（中国） 隻数：1,935 G/T：70,205,767	(DAS) 隻数：279 G/T：185,474  (DIS) 隻数：534 G/T：11,416,132	(NOR) 隻数：1,469 G/T：2,618,195  (NIS) 隻数：535 G/T：13,893,715	隻数：452 G/T：3,369,262
	荷動き量 (注2)	コンテナ荷動き量 9,633,648TEU  海上貿易量 75,214,281 トン	コンテナ荷動き量 42,309,287TEU  海上貿易量 1,987,998,703 トン	コンテナ荷動き量 482,024TEU  海上貿易量 15,893,388 トン	コンテナ荷動き量 509,763TEU  海上貿易量 24,951,213 トン	コンテナ荷動き量 1,002,603TEU  海上貿易量 35300381 トン

※表中の各通貨換算レートは 2013 年 9 月 11 日時点（1 ウォン=0.09 円、1 元=16.38 円、1DKK=17.83 円、1NOK=16.94 円、1SEK=15.32 円）

（注 1）IHS Fairplay のデータに基づき JMC が作成（100GT 以上の商船）、（注 2）IHS Global Insight のデータに基づき JMC が作成

（公財）日本海事センター調べ（2011 年度）